



●第3回 医師キャリア支援のための交流会 開催報告●

第3回となる今回は、「パパママ医師の等身大キャリア会議～制度を使ってもっと働きやすく！活躍する医師の話を聴こう～」をテーマとし、麻醉科学講座 西本 浩太 先生、リハビリテーション医学講座 田口 周 先生、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座 河内 理咲 先生、内科学第二講座 原田 翔子 先生の4名にご協力いただき実施しました。

質疑応答の一部をご紹介しますので、今後のキャリアパス・ワークライフバランスを考えるヒントにしていただければと思います。



Q1. ストレス発散法を教えてください。

A1. 工夫して、仕事や育児ではない「自分の時間」を確保するようにしています。仕事も 家事も100%完璧は難しいため、折り合いをつけて家事は7割で合格点としています。

Q2. 専門医等の勉強が産休・育休中の場合、臨床の場で学べない部分を補う手段について教えてください。

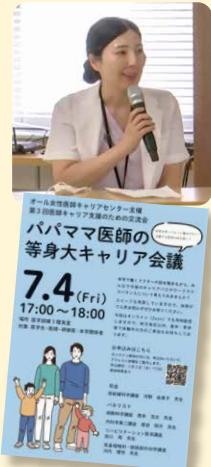
A2. 臨床での経験を積んでから専門医を目指すため、臨床から離れることはあまり影響はありませんが、早くから対策を行うほうが良いと思います。また、出産後は体力が回復するまでの間、集中して勉強することができないため、試験の時期と休暇、出産の時期を踏まえて事前にリサーチや対策することをお勧めします。

Q3. 家事で工夫していることがあれば教えてください。

A3. 家事代行サービスの利用や、簡単に調理できる食品の購入等、一定の費用はかかりますが必要に応じて利用しています。

Q4. 専門医等の取得を考えていますが、育休取得のタイミングを悩んでいます。

A4. 育休は予定して取得できるものでもないため、予定どおり進まなかった場合にどのように対応するか、気持ちを切り替えるかが重要だと思います。



◆日 時：2025年7月4日（金）17:00～18:00

◆場 所：枚方キャンパス医学部棟3階 学生食堂 およびオンライン（Zoom）

◆参加者：医学部学生、研修医、医師 合計13名（男性6名、女性7名）

※うち、オンライン参加4名

参加者の声

- 家庭と仕事を両立されている先生方の頑張る姿に勇気をもらった。（医学部学生）
- 育休を取得している男性医師が少ない中で、実際に育休を取得されての生活をお話しいただき参考になった。（研修医）
- 子どもがいる家庭での生活や時間の使い方の実情を聞くことができてよかったです。（研修医）

●育児・介護休業法改正について（2025年4月）●

育児・介護休業法の改正等に伴い本学の対応も以下のとおり変更しています。〈2025年4月1日施行分〉

		新しく追加・変更	旧
子の看護休暇	名称変更	子の看護等休暇	子の看護休暇
	子の年齢	小学校3年生修了までの子の看護等を行うため、1年に5日（未就学児童が2人以上の場合、1年に10日）休暇を取得することができます	小学校就学前の子の看護等を行うため、1年に5日（未就学児童が2人以上の場合、1年に10日）休暇を取得することができます。
	取得理由	<p>(取得理由) 2項目追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○怪我・疾病に係る子の世話 ○子の予防接種・健康診断の受診 ○感染症に伴う学級閉鎖や出席停止に伴う子の世話 ○入園(入学)式、卒園式等学校行事への参加 	<p>(取得理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○怪我・疾病に係る子の世話 ○子の予防接種・健康診断の受診
残業免除の対象範囲拡大(育児)	小学校就学前の子	を養育する職員が残業免除を請求可能	3歳未満の子を養育する職員が残業免除を請求可能

本件に関する問合せ先

法人事務局人事部 または 各部署の事務部管理課(人事課)

人事部のホームページはこちら(学内専用)

http://www.tnoc.kmu.ac.jp/jinjig/ikuji_kaigo2025.html

お問い合わせ、ご意見、ご連絡先

センターメールアドレス ajcareer@hirakata.kmu.ac.jp

センターホームページ <https://www7.kmu.ac.jp/ajcareer/>

内 線
80-3855

職員にご用事がある場合は、枚方学舎医学部棟 10 階
オール女性医師キャリアセンターまでお越しください。

